

「令和 7 年度
岐阜県専攻医等確保対策委託業務」
プロポーザル 募集要項

令和 7 年 2 月

岐阜県健康福祉部医療福祉連携推進課

「令和 7 年度岐阜県専攻医等確保対策委託業務」 プロポーザル募集要項

依然として厳しい状況下にある当県の医師不足や医師の地域偏在を改善するためには、専門医となるための専攻医の段階から医師の確保を図り、県内の専門研修プログラムに係る基幹施設への就業を促進させる必要があります。

本業務は、県内外からの医師の確保、ひいては医師の県内への定着を目的として、県内外の医学生や初期臨床研修医等の若手医師を対象に、県内の専門研修プログラムに係る説明会を実施するとともに、特設サイトやガイドブックを作成する等の手段を用いて県内での就業を PR するものです。

実施にあたり、より効率的・効果的に行うための提案を募集します。

留意事項

本業務委託に係る予算は、岐阜県令和 7 年度当初予算の成立を前提としており、成立しない場合は、本委託業務は実施しませんので、予めご承知願います。

なお、上記に伴い、プロポーザル参加者又は最優秀提案者において損害が生じた場合にあっては、県においては、その損害について一切負担しません。

第 1 募集の内容

1 委託業務名

令和 7 年度岐阜県専攻医等確保対策委託業務

2 委託業務内容

別紙「業務仕様書」のとおり

3 委託業務期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

4 委託費の上限

上限額：8,018,772 円（消費税及び地方消費税額を含む。）

※委託費の上限額を超える見積額の提案は、失格とします。

第 2 プロポーザルに係る事項

1 参加者要件

プロポーザルに参加できる者は、委託業務を効果的かつ効率的に実施することができる法人（法人格を有すること。ただし、会社法人、特例民法法人、公益社団・財団法人、一般社団・財団法人、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）に基づく特定非営利活動法人等の法人格の種類は問わない。）であって、次の①から⑪までのすべての要件を満たしていることとします。

① 評価会議の開催時点において、厚生労働省が認定する「医療・介護・保育分野における適正な有料職業紹介事業者の認定制度」の医療分野における認定事業者であること。又は、認定事業者であることが見込まれること。

② 日本国内に本社、本店又は活動拠点を置いている法人等であること。

③ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

④ 役員に、次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。

ア 破産者で復権を得ない者

イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

⑤次のアからウまでのいずれかに該当する者でないこと。

ア 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者で、同法174条第1項の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）

ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）

⑥暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

⑦評価会議の日において、岐阜県から、「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る指名停止措置要領」に基づく指名停止措置を受けていないこと。

⑧岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置をプロポーザル参加申込期限日からプロポーザル評価会議の日までに受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。

⑨宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体でないこと。

⑩法令等の規定による官公署免許、許可又は認可を受けている必要がある事業提案を行うにあたっては、当該免許、許可、認可を受けていること。

⑪プロポーザル参加申込の日において、県税等の公租公課について未納の徴収金（執行猶予に係るものを除く。）がないこと。

2 企画提案書の作成

事業の企画を、企画提案書（様式2）に沿って作成してください。

企画提案書の様式等は、日本工業規格A4型（一部A3型資料折込使用可）とします。

企画提案書で使用する言語は日本語、通貨は円とします。

3 プロポーザルの手続等

（1）スケジュール

項 目	日 程
① 募集要項等の公表・配布	令和7年2月28日（金）～3月14日（金）
② 募集要項等に関する質問受付	令和7年2月28日（金）～3月14日（金）
③ プロポーザル参加申込受付	令和7年2月28日（金）～3月14日（金）
④ 企画提案書の受付	令和7年2月28日（金）～令和7年3月28日（金）
⑤ プロポーザル評価会議	令和7年4月上旬（予定）
⑥ 評価会議結果の通知・公表	令和7年4月中旬（予定）

（２）募集要項等の公表・配布

- ①配布日時 令和７年２月２８日（金）～ 令和７年３月１４日（金）まで
午前８時３０分～午後５時１５分（土日祝日を除く）
- ②配布場所 岐阜県健康福祉部医療福祉連携推進課医療人材確保係
（〒500-8570 岐阜市藪田南２丁目１番地１号 岐阜県庁１５階）
※募集要項等は、岐阜県庁ホームページから入手できます。
「トップ > 県政情報 > 入札・公売 > 公募型プロポーザル」
（<https://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/nyusatsu/proposal/>）

（３）説明会の開催、募集要項等に係る質問書の受付及び回答の公表

- ① 説明会の開催
説明会は開催しません。
- ② 質問書受付期間
令和７年２月２８日（金）～ 令和７年３月１４日（金）午後５時１５分まで
- ③質問書提出方法
プロポーザルに参加するに当たって質問事項がある場合は、質問書（別添１）を医療福祉連携推進課あてにFAX又は電子メールにファイル（ファイル形式は、ワード文書ファイルとしてください。）を添付し提出してください。
- ④回答
質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、随時、岐阜県庁ホームページにて公表します。
「トップ > 県政情報 > 入札・公売 > 公募型プロポーザル」
（<https://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/nyusatsu/proposal/>）

（４）プロポーザル参加申込書の提出方法

- ①受付期間
令和７年２月２８日（金）～ 令和７年３月１４日（金）（閉庁日を除く）
午前８時３０分～午後５時１５分まで
- ②提出方法
参加希望者は、参加申込書（様式１）を医療福祉連携推進課まで持参又は郵送にて提出してください。
郵送の場合も、令和７年３月１４日（金）午後５時１５分必着となります。
また、郵送の場合は、必ず「簡易書留」としてください。

（５）企画提案書等の受付

- ①受付期間
令和７年２月２８日（金）～ 令和７年３月２８日（金）（閉庁日を除く）
午前８時３０分～午後５時１５分まで
- ②提出書類
（１）企画提案書（様式２）（鑑）

(2) 事業企画書（様式3）

※企画提案書は様式3により作成し、A4縦で20ページ以内（参考資料等含む。）としてください。文字サイズは12ポイント以上、見やすい行間を調整し、ページ番号を振ってください。提出にあたっては、添付書類等を含め片面印刷としてください。

※事業企画書作成にあたっては、委託業務仕様書に基づいて提案してください。

(3) 見積書（様式4）

(4) 法人等に関する書類

(ア) 履歴事項全部証明書（提出日において発行日から30日以内のもの）

(イ) 法人等概要書（様式5）

(ウ) 直近3事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの（親会社がある場合は、親会社に係る書類も併せて提出してください。なお、親会社が証券取引法の適用会社においては、個別及び連結財務諸表を、不適用会社においては、個別又は連結財務諸表のいずれかを（可能な場合はどちらも）提出してください。）

(エ) 厚労省が認定する「医療・介護・保育分野における適正な有料職業紹介事業者の認定制度」の医療分野における認定事業者であること、又は、認定事業者であることが見込まれることを証する書類の写し

(5) 社会的課題への取組みに関する自己チェック表（様式6）

(6) 誓約書（様式7）

(7) その他企画提案内容の説明に必要な資料

③提出部数

8部（原本1部、副本7部）

④ 提出方法

医療福祉連携推進課まで持参又は郵送にて提出してください。

郵便の場合も、令和7年3月28日（金）午後5時15分必着となります。

また、郵送の場合は、必ず「簡易書留」としてください。

（6）プロポーザル参加に際しての注意事項

①失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は失格又は無効となることがあります。

ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

ウ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

エ 募集要項に違反すると認められる場合

オ プロポーザル評価会議構成員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

カ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合

キ 事業者評価終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合

ク その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

③ 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果

生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとします。

③複数提案の禁止

プロポーザル参加者は、複数の提案書の提出はできません。

④提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めません。

⑤返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

⑥費用負担

提案書の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は、すべて参加者の負担とします。

⑦その他

ア プロポーザル参加申込書を提出した場合であっても、企画提案書等提出書類の提出がなされない場合は、辞退したものとします。

イ 参加者は、企画提案書の提出をもって、公募要領等の記載内容に同意したものとします。

ウ 提出された企画提案書等は、岐阜県情報公開条例（平成 12 年条例第 56 号）に基づく情報公開請求の対象となります。

エ 企画提案書の提出後に辞退する場合は、企画提案書の提出後に辞退をする場合は、評価会議開催日前日（評価会議開催日前日が休日の場合は、その直前の平日）の午後 3 時までに、辞退届（様式自由）を医療福祉連携推進課に持参又は郵送により提出してください。

※郵送の場合は、郵送後、後記の提出先に確認の電話をしてください。

（７）見積書作成に当たっての注意事項

①提案金額は、委託期間中の本業務に係る費用の見込額とします。

②消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積もった金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した額を見積書に記載してください。

②見積もりにあたっては、以下の点に留意してください。

- ・見積費用は、人件費、旅費、印刷費、発送費、消耗品費等について記載してください。
- ・一般管理費は、人件費及び事業費の合計額の 10 % 以内としてください。

（８）プロポーザル関係書類の送付先

岐阜県健康福祉部医療福祉連携推進課医療人材確保係

（〒500-8570 岐阜市蕨田南 2 丁目 1 番地 1 号 岐阜県庁 1 5 階）

第 3 評価に係る事項

1 評価方法

提案の評価は、県が別に定める構成員により組織された「令和 7 年度岐阜県専攻医等確保対策委託業務」プロポーザル評価会議（以下「評価会議」という。）が行います。

なお、委託者の審査に当たっては、評価項目（別添 2）に基づき、提出書類及びプロポーザル参加者によるプレゼンテーション内容を基に、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価・採点し審査の上、最優秀提案者を選定します。

2 評価会議

(1) 開催日時

令和7年4月上旬（予定）

(2) 開催場所

岐阜県庁舎内会議室（予定）

(3) プロポーザルの所要時間

- ・プレゼンテーション 20分以内
- ・選定委員からの質疑 20分程度

(4) 注意事項

- ・各応募者への正式なプレゼンテーション開始時間等の詳細は、企画提案書提出後、別途通知します。
- ・各応募者は、他の応募者のプロポーザル提案を傍聴することができません。
- ・参加人数は4名までとしてください。
- ・指定の時間に遅れた場合には、評価対象といたしません。また、評価会議に出席しなかった場合、企画提案書は無効とします。
- ・プレゼンテーション当日、新規に資料を追加することはできません。
- ・パソコン、プロジェクター等の機材は使用することができません。企画提案書受付期間中に提出した資料（受付期間内であれば、パワーポイント等で作成した資料の提出は可）のみで、プレゼンテーションを実施してください。

3 評価項目及び評価内容

別添2のとおり

4 契約交渉の相手方の選定方法

県が別に定める「令和7年度岐阜県専攻医等確保対策委託業務」プロポーザル評価要領に基づき、評価会議において次のとおり選定します。

ア 評価会議各構成員の持ち点（100点）を合算した値（満点）の6割を最低基準点とし、各構成員の評価点を合算した値が最低基準点に満たないプロポーザル参加者は選外とします。

イ 順位点として、1位には提案者数と同一の点数（例えば、提案者数が5者であれば5点。）、2位以下には順に1点ずつ減じた点数を順位点として付与します。ただし、同順位の提案者が複数あるときは、当該順位点及びその下位にあって空位となる各順位の順位点の合計を、同順位の提案者数で除して得られる点数とします。

ウ 提案者ごとの順位点の合計を比較し、高い点の者から順位を付けます。ただし、順位点の合計が同点の場合は、見積額が少ない者を高い順位とします。なお、同点かつ見積額が同額の場合は、同者らによるくじ引きにより決定します。

エ 最も順位が高い者を最優秀提案者として選定します。

オ 提案者が1者のみの場合であっても評価は実施し、評価の結果において基準点（6割）を満たすときは、当該応募者を契約交渉の相手方とします。基準点に満たない場合、又は提案者がいない場合は、再度公募を実施します。

5 選定結果の通知及び公表

評価結果は、評価会議終了後、契約交渉の相手方が決定してから、提案者に文書にて通知するとともに、以下の項目を県のホームページ上で公表します。なお、電話等による問い合わせには応じません。

- ①最優秀提案者（契約交渉の相手方）の名称、評価点
 - ②全提案者の名称（申込順）
 - ③全提案者の評価点（得点順）（提案金額を含む。提案者の名称は秘匿。）
 - ④最優秀提案者の選定理由
 - ⑤評価会議構成員の氏名
 - ⑥最優秀提案者との契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由
- なお、応募者が2者の場合は、③は公表しません。

第4 契約の締結

1 仕様書の協議

選定した契約交渉の相手方と県とが協議し、委託業務に係る仕様を確定させたうえで、契約を締結します。仕様書の内容は、提案された内容が基本となりますが、契約交渉の相手方と県との協議により必要に応じて内容を変更したうえで契約を締結するため、委託契約額が見積額と同じになるとは限りません。

なお、選定した契約交渉の相手方と県との間で行う仕様の詳細事項について協議が整わなかった場合には、評価結果において順位点が次に高い提案者（基準点を満たした者に限る）と協議を行うこととします。

2 その他

- (1) 契約候補者が、岐阜県から「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル評価会議の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該契約候補者と契約を締結しないものとします。また、契約後に同要綱に基づく入札参加停止措置を受けた場合は、原則として契約を解除します。
- (2) 契約候補者が、岐阜県から「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル評価会議の日から本契約締結の日までの期間内に受けたとき、又は、同期間内に同要領別表に掲げる措置要件に該当したときは、当該契約候補者と契約を締結しないものとします。
- (3) 契約候補者は契約に際し、電子契約による契約締結を希望する場合は、速やかに県あてに「電子契約意向確認書兼電子契約用メールアドレス確認書（様式8）」を提出してください。

第5 業務の適正な実施に関する事項

1 関係法令の遵守

受託者は、委託事業の実施にあたっては、関係法令を遵守してください。

2 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができません。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、県と協議のうえ、業務の一

部を委託することができます。

3 個人情報保護

受託者が業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めてください。

4 情報セキュリティに関する対応

受託者は、本委託業務の実施にあたり、仕様書添付の別記2「情報セキュリティに関する特記事項」に記載の事項を遵守すること。

5 守秘義務

受託者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。

第6 業務の継続が困難となった場合の措置について

受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとします。

1 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、県は契約の取消しができます。この場合、県に生じた損害は、受託者が賠償するものとします。なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとします。

2 その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他の不可抗力等、県及び受託者双方の責に帰することができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとします。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとします。

なお、委託期間終了若しくは契約の取消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供することとします。

第7 問い合わせ先及び各種書類の提出先

〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号（県庁15階）

岐阜県健康福祉部医療福祉連携推進課医療人材確保係

TEL：058-272-1111（内線3278）／FAX：058-278-2871

電子メールアドレス：c11230@pref.gifu.lg.jp

年 月 日

岐阜県健康福祉部

医療福祉連携推進課長 行

公 募 要 領 等 に 関 す る 質 問 書

「令和7年度岐阜県専攻医等確保対策委託業務」プロポーザル募集要領等について、質問事項がありますので提出します。

法 人 名 称 :

所 在 地 :

担 当 者 名 :

電 話 :

F A X :

電子メール :

質問項目	(募集要領・仕様書の別 項目 ページ数等) ●
内容	●

(注意) 質問事項は、当様式1枚につき1問とし、簡潔に記載してください。

提出先 岐阜県健康福祉部医療福祉連携推進課医療人材確保係

F A X 0 5 8 - 2 7 8 - 2 6 7 1

E-mail c11230@pref.gifu.lg.jp

令和 7 年度岐阜県専攻医等確保対策委託業務
評価基準（評価項目及び評価内容）

1 評価の方法について

企画提案の内容・実施能力等に関する評価

【事業の企画・実施】(80 点) + 【事業の実施体制・運営】(20 点) = 【評価点】(100 点)

2 採点について

下記評価項目に基づき採点する。

なお、評価会議構成員の評価点の平均が基準点(60 点以上)以上であることを最低基準とする。

評価項目及び評価内容		評価基準点				
1. 事業の企画・実施（80 点）		非常に優秀	優秀	ふつう	やや劣る	劣る
（1）説明会の企画・運営について（35 点）						
より多くの説明会参加者を募集できるよう広報の手段が工夫されているか。		20	16	12	8	4
説明会の管理運営に関し、説明者・参加者双方において、オンライン開催がスムーズに行えるように工夫されているか。		10	8	6	4	2
説明会参加者・動画視聴者の感想等をフィードバックし、事業の改善につなげるための工夫がされているか。		5	4	3	2	1
（2）県特設サイトの作成、広報について（20 点）						
県特設サイトは若手医師が利用しやすく、興味を引きやすいデザイン・構成になっているか。広報の手法は、医師の興味を引くよう十分に工夫されているか。		20	16	12	8	4
（3）ガイドブックの作成について（15 点）						
ガイドブックの内容は、若手医師にとって県内研修プログラムを選定するうえで有効な参考資料となるよう工夫されているか。		15	12	9	6	3
（4）事業費の妥当性について（10 点）						
事業費の積算は、提案された企画内容と整合しており、価格の点で優れた提案となっているか。		10	8	6	4	2
2. 事業実施体制・運営（20 点）		非常に優秀	優秀	ふつう	やや劣る	劣る
（1）事業実施の能力（10 点）						
過去に専攻医に係る説明会、またはそれに類する合同説明会等を実施した実績を有しており、事業において、当該法人の知識、経験、ノウハウ等が生かせるか。		10	8	6	4	2
（2）事業実施体制の妥当性（5 点）						
提案した業務は現実的なスケジュールで実施されるか。（基幹施設との調整等の期間を十分設けているか等）その他提案者の人員体制、経営基盤等は事業を実施するうえで十分か。		5	4	3	2	1
（3）社会的課題への取組み（5 点）						
「仕事と家庭の両立支援」(3 点)「障がい者の雇用」(1 点)「若者の育成」(1 点)等社会的課題の解決に積極的に取り組んでいるか。		() 点 該当する場合に加点（0～5 点）				